

2013年度（第47回）北海道オープンゴルフ選手権予選競技

開催日：2013年8月12日(月)

会場：北海道ブルックスカントリークラブ

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

競技者の使用球は R&A 発行の最新の公認球リストに掲載されているものでなければならない。

この条件の違反の罰は、競技失格。

4. 使用クラブの規格

競技者が持ち運ぶドライバーは R&A 発行の最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッドを持つものでなければならない。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (C)1a』を適用する。（ゴルフ規則 174p 参照）

5. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長が成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

ホールとホールの間では、競技者は最後にプレーしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。

この条件の違反の罰は、次のホールに 2 打。正規のラウンドの最終ホールで違反があった場合はそのホールに対して罰を受ける。

7. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格。(ゴルフ規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

または、本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

8. 移動

正規のラウンド中、競技者はコース内に設置してあるマンリフトを除き、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。

但し、キャディーの乗用を認める。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (C)8 移動』を適用する。（ゴルフ規則 181p 参照）

9. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は、『ゴルフ規則付 I (C)2』を適用する。（ゴルフ規則 177p 参照）

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭で囲む、または青杭を立て白線をもってその限界を標示する。
3. ヤーデージを標示するためのペイントは修理地とみなす。しかしながらそのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体はゴルフ規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合、ゴルフ規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
4. ウォーターハザードは黄杭または黄線をもってその限界を標示し、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
5. No.4 ホールにおいて球が特別標示区域(矢印で前後を標示)を最後に横切ってラテラル・ウォーターハザードに球が入った場合、または球が見つからないがラテラル・ウォーターハザード内にあることがほぼ確実な場合、プレーヤーはゴルフ規則 26 に基づく処置、または追加の選択肢として 1 打の罰のもとに、ホールに近づかず最も近いドロップ区域に球をドロップすることができる。
6. No.14 ホールにおいてウォーターハザードに入った場合、または球が見つからないがウォーターハザード内にあることがほぼ確実な場合、プレーヤーはゴルフ規則 26 に基づく処置、または追加の選択肢として 1 打の罰のもとに、ドロップ区域に球をドロップすることができる。
7. No.15 ホールにおいて、グリーン奥のラテラル・ウォーターハザードに球が入った場合、または球が見つからないが、ラテラル・ウォーターハザード内にあることがほぼ確実な場合、プレーヤーはゴルフ規則 26 に基づく処置、または追加の選択肢として 1 打の罰のもとに、ドロップ区域に球をドロップすることができる。
8. バンカーの縁を構築している土留め用木材はコースと不可分の部分とする。
9. 排水溝は動かさない障害物とする。
10. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1 人 30 球を限度とする。

競技委員長 中澤 有史